



令和8年度 募集要項

鳳来南部地域自治区



地域活動交付金の事業募集

募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月8日（金）（午後5時15分まで）
（相談は、年間通じて随時受け付けています！）

地域活動交付金は、地域の課題解決や地域の活性化のために市民が主体的に取り組む活動に対して支援する交付金です。

1. 応募資格・要件

次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

- ① 16歳以上の者が、3名以上参加する団体
- ② 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としていない団体
- ③ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体

対象となる団体は、行政区、組組織、地域コミュニティ組織、子供会などの地縁に基づく団体や、ボランティア組織、NPOなどのテーマにより結びついた市民活動団体などがあります。

2. 対象事業

鳳来南部地域自治区の区域内（※）の地域が抱える課題に対して団体が自発的に解決に取り組む事業や地域活性化のために市民が主体的に取り組む事で、以下の項目のすべてに該当するものが対象となります。

- ① 交付金の交付決定の日から令和9年3月末までに行われる事業
- ② 目標、計画が明確な事業

※鳳来南部地域自治区の範囲は、下吉田・上吉田・竹ノ輪・黄柳野の行政区となります。

前記にすべて該当しても以下の項目に該当する事業は対象となりません。

- ① 営利活動（※）、宗教活動、政治活動を目的とした事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ④ 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

※団体が申請事業を行う経費を賄うために、参加費や、寄付金などを徴収することは営利活動とはなりません。また、収益を事業費に充てる事業は対象となります。

3. 交付金額

交付金額は、地域協議会が事業内容を審査し市長が決定します。

交付金の補助率・・・補助対象経費に対して100%以内
1事業の交付限度額・・・50万円（ただし同一団体による上限も50万）

申請金額からの減額や、条件を付して交付決定等を行う場合があります。

4. 交付対象経費

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費です。

（報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料、備品購入費、原材料費等）

【交付対象とならない経費】

- ① 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ② 用地取得費
- ③ 団体の構成員に対する食糧費（作業時又は会議時のお茶代を除く。）
- ④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤ その他市長が社会通念上適当でないと認めた経費

【報償費の取り扱いが変更になりました】

団体の構成員に対する謝礼は対象外でしたが、構成員が特別な知識、経験、技術を有しており、講演会の講師や、イベントでの技術指導、専門的な作業、また、実行委員会事務局、法的手続きなどの特別な事務作業は対象になります。

*** 詳細は、鳳来南部自治振興事務所へお気軽にお問い合わせください。**

5. 応募方法

下記の書類を鳳来南部自治振興事務所へ提出してください。適切な必要書類が期限までに備わっている必要があります。事前に申請相談をしてください。

必要書類

- | | | |
|-----------|--------|--|
| ①交付申請書 | } 指定様式 | ⑥団体の活動内容が分かる書類 ※1 |
| ②事業計画書 | | ⑦会員名簿（行政区・地縁団体を除く） |
| ③年間活動計画書 | | ⑧見積書（1万円以上必須。10万円以上2者）
（詳細は自治振興事務所へお尋ねください） |
| ④収支予算書 | | ⑨他人の財産を使用する場合は承諾書 |
| ⑤申請団体の確認書 | | ⑩その他事業に応じて指示する書類 |

※1 ⑥の書類は、規約・会則等に加えて、団体全体の収支状況報告書など、審査の参考とするため、可能であれば提出をお願いします。

申請書様式の①～⑤は、鳳来南部自治振興事務所にてお渡しします。また新城市ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.shinshiro.lg.jp>

鳳来南部地域自治区

検索



6. 選考方法・審査基準

審査は、申請書類及び公開審査でのプレゼンテーション（審査委員や一般参加者の前で事業内容等の説明をすること）で行います。審査委員は、鳳来南部地域協議会委員です。結果は後日、交付金交付決定通知書にて通知します。

公開審査

実施：6月中旬予定

- 一般の方も参加できる公開の場で申請事業のアピールをしてください。
- 申請書を出しても公開審査（プレゼンテーション）に参加できない場合は交付の対象とはなりません。



《審査基準の項目と視点》

令和8年度の審査項目です。

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none">• 地域にとって必要な事業であり、適切な規模であるか。• 特定の個人や団体の収益にとどまらず、多くの住民に利益を提供するものか。• 地域の課題解決や地域の活性化につながると考えられるか。
実現性	<ul style="list-style-type: none">• 計画内容、実施体制が十分に検討されているか。• 収支計画は、十分検討されているか。• 関係機関や団体の許可、協議がなされているか。
継続・発展性	<ul style="list-style-type: none">• 継続性、発展性があるか。• 自立に向けた自主財源の確保に工夫がされているか。• 達成目標や達成期限を明確にしているか。

7. その他

事業完了後、地域活動交付金実績報告書を提出するとともに、成果報告会において活動報告をしていただきます。

なお成果報告会での報告も交付の条件となります。

（成果報告会の実施は令和9年3月上旬頃を予定しています。）

8. 地域活動交付金を活用する具体的事例

- ①生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図るもの
- ②安心安全な地域づくりの推進を図るもの
- ③地域の伝統、文化芸能などにより地域づくりの推進を図るもの
- ④子どもの健全育成の推進を図るもの
- ⑤保健、医療、福祉の向上を図るもの
- ⑥地域の特性を活かした地域づくりを図るもの
- ⑦地域活動拠点の整備により地域活動の活性化を図るもの

活用事例紹介

子ども陣太鼓発表会



山吉田子ども陣太鼓

児童の健全育成や地域外へのアピールを目的として活動。備品を整備したことで、子どもたちの活動へのやる気が向上し、活動が活性化した。



すすめの学校

耕作放棄地を活用した地域作り、交流事業を行って、地域を活性化することを目的として活動。黄柳野の景観が活動によって保たれていて、愛知県の事業の協力先にもなっている。



山吉田地区アマチュア無線非常通信協力会

山吉田地区のアマチュア無線家を組織して、活動を行った。災害発生時の情報収集、伝達のための基地局整備を行った。



柿本城武将隊

歴史・観光資源である柿本城址周辺を核として地域資源を生かし、地域の活性化に繋げていく活動。柿本城址周辺の環境整備の実施やゆかりのある武将・歴史を題材とした講談会を開催した。

申請に関する相談を随時受付しています。

～申請に関するどんなことでもお気軽にご相談ください～

【お問い合わせ】

鳳来南部自治振興事務所 担当：瀬野尾 鳳来総合支所内

住 所：〒441-1692 新城市長篠字仲野16-11

電 話：0536-22-9932 FAX：0536-32-1170

E-mail：hourai-jichi@city.shinshiro.lg.jp

お気軽にご相談
ください！！